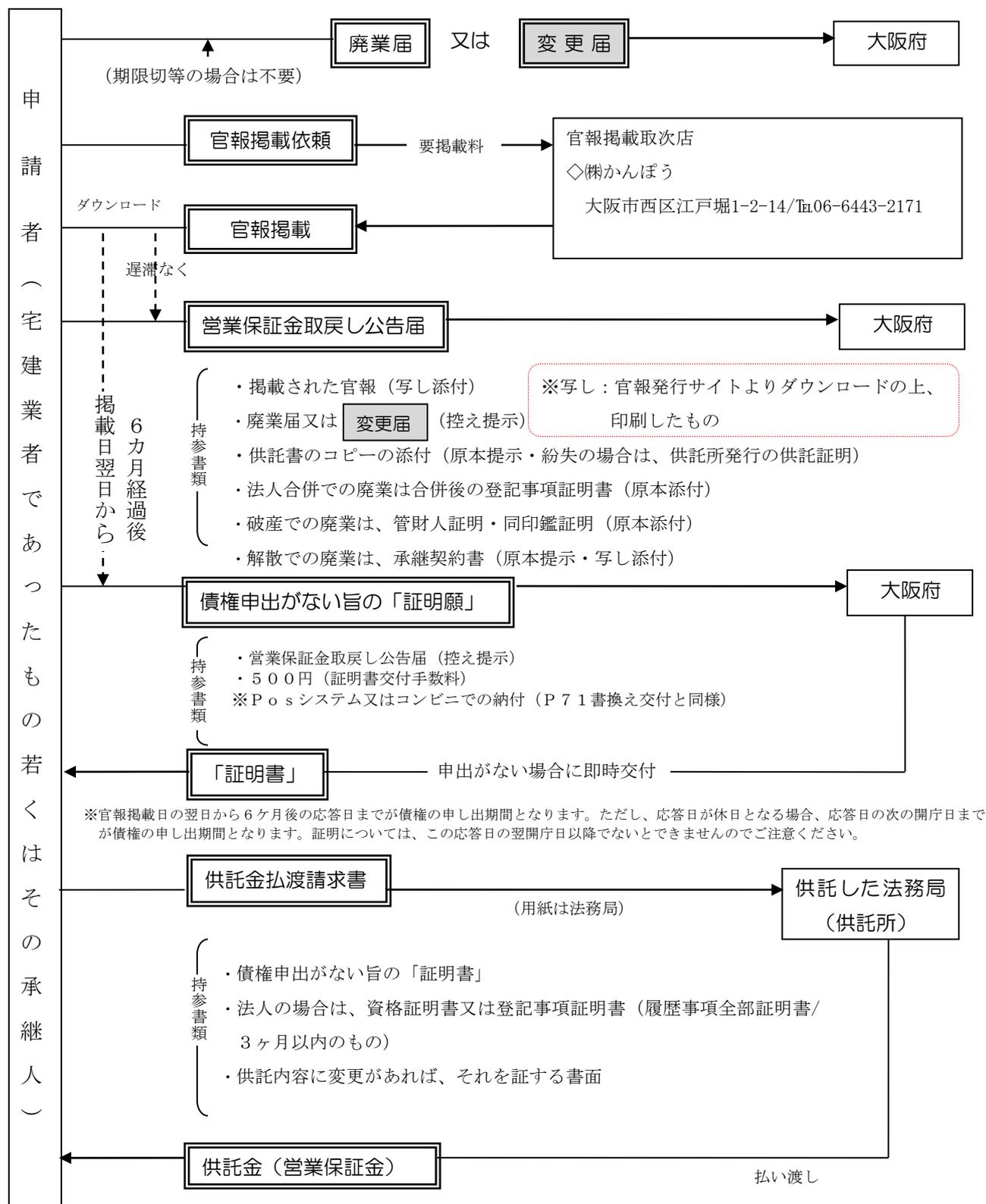


## 9 営業保証金の取戻しについて

### (1) 概要及び注意事項

- ◎ 「廃業・期限切れ失効・免許取消」及び「従たる事務所の廃止」の場合、以下の手続きにより営業保証金が取戻しできます。（        内は「従たる事務所の廃止」の場合）
- ◎ 保証協会に加入されている方は、弁済業務保証金分担金が取戻せますが、各協会への手続きとなりますので、直接お問い合わせください。



※払渡請求の詳細は「法務局」にお問い合わせください。

